

山形広域環境事務組合職員の勤務時間、休暇等
に関する条例施行規則

〔平成 7 年 9 月〕
山広環規則第 7 号

山形広域環境事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年山広環条例第 9 号）の施行に関し必要な事項については、山形市職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則（平成 7 年山形市規則第 12 号）の規定を準用する。

この場合において、同規則の規定中「山形市」とあるのは「山形広域環境事務組合」と、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

（山形広域環境事務組合職員の勤務時間に関する条例施行規則等の廃止）

- 2 次に掲げる規則は、廃止する。

- （1）山形広域環境事務組合職員の勤務時間に関する条例施行規則（平成 3 年共衛規則第 5 号）
- （2）山形広域環境事務組合職員の休日及び休暇に関する条例施行規則（平成 3 年共衛規則第 6 号）